

集団規定	建築物の各部分の高さ
	第 56 条第 1 項、第 7 項、第 56 条の 2

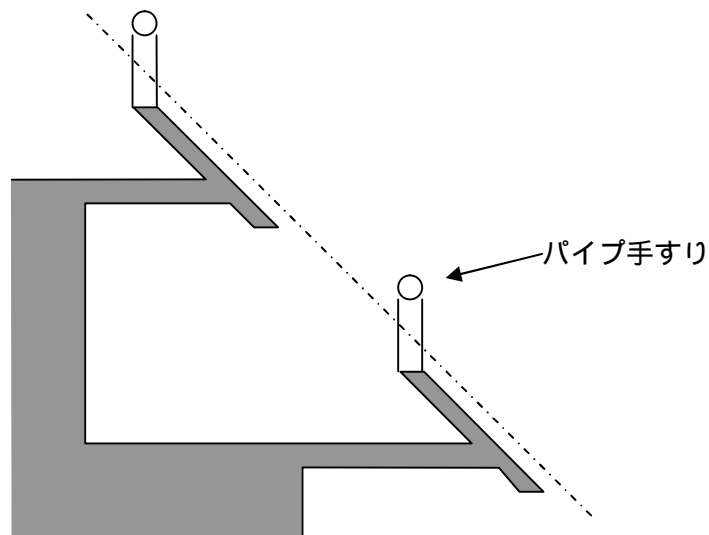
屋上・廊下・バルコニー等の手すり

屋上、廊下及びバルコニー等の手すりが、パイプ、ネットフェンス等の形状の場合で、日照、通風の確保ができるものである場合は、各斜線規制及び日影規制の検討において建築物の高さに算入しない。

ただし、天空率の検討においては、計画建築物の天空率の算定対象となる。

なお、縦棧の手すりの場合 100～110mm 間隔のものが該当する。

規制	屋上の手すり	廊下・バルコニー等の手すり
道路斜線	高さに算入しない	高さに算入しない
隣地斜線	高さに算入しない	高さに算入しない
北側斜線	高さに算入しない	高さに算入しない
高度斜線	高さに算入しない	高さに算入しない
天空率	高さに算入 する	高さに算入 する
日影	高さに算入しない	高さに算入しない



技術的助言等	
参考資料等	質疑応答集 P5080、 基準総則・集団規定の適用事例 2013 年版 P189